

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 公共測量の実施

○ 公共測量の終了

〃

環境管理課

治山課

道路整備課

〃

経営支援課

監理課

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 フェニテックセミコンダクター株式会社
住所 岡山県井原市木之子町6833番地
- 氏名 代表取締役社長 石井 弘幸
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 フェニテックセミコンダクター株式会社岡山第2工場
所在地 岡山県井原市木之子町150番地

令和6年1月9日 岡山県公報 第12563号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止		変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (105)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (37)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (101)		同左	
能	力	50枚/回		-		120枚/日		50枚/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		同左		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		同左		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		同左		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	1.0	2.0	0.1m ³ /年	0.1m ³ /年	0.4	0.8	0.01m ³ /年	0.01m ³ /年
	p H	3	4	3	4	3	4	1	1
	B O D (mg/L)	6	7	同左		同左		同左	
	C O D (mg/L)	1	6						
	S S (mg/L)	0	2						
	油 分 (mg/L)	-	-						
	T - N (mg/L)	10	30						
	T - P (mg/L)	8	30						
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-						
	六価クロム (mg/L)	-	-	-	-	-	-	85,000	85,000
	ふっ素 (mg/L)	-	-	3,000	3,000	-	-	240,000	240,000
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	-	-	10	30	-	-

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
 備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(105、101変更前)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。
 備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設(37、101変更後)から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

令和6年1月9日 岡山県公報 第12563号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	中和処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	攪拌式				同左				
構 造	SS/FRPライニング				同左				
主 要 寸 法	原水タンク30m ³ ×2 1次2次中和槽1,800×1,800×2,300mm				同左				
能 力	30m ³ /時間				同左				
処 理 の 方 法	自動pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	282.102	368.902	282.102	368.902	282.702	370.102	282.702	370.102
	p H	3~5	3~5	6.5~8.5	6.5~8.5	同左			
	B O D (mg/L)	6	7	6	7				
	C O D (mg/L)	1.1	7	1.1	7				
	S S (mg/L)	<1.0	2	<1.0	2				
	油 分 (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	T - N (mg/L)	10	30	10	30				
	T - P (mg/L)	8	30	8	30				
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和6年1月9日 岡山県公報 第12563号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		中和処理施設				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	シアン (mg/L)	<0.1	1.0	<0.1	1.0	同左			
	ふっ素 (mg/L)	1	3	1	3				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	10	30	10	30					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和6年1月9日から同月30日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
総社市黒尾字追分八五五から八五八まで、八五九の一、八五九の二、八六〇のから八六〇の四まで、八六一の一から八六一の四まで、八六二から八六七まで、八六九、八七〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字追分八五五、八六〇の一・八六〇の二・八六一の一・八六二から八六七まで

（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備えて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

総社市黒尾字崩谷九〇七、九〇八の一から九〇八の三まで、九〇九の一、九〇九の

二、九一〇、九一一、九一二の一、九一三から九一五まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字崩谷九〇九の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備えて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

総社市黒尾字崩谷九一六の一、九一六の二、九二〇の一、九二〇の二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字崩谷九一六の二（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年1月9日 岡山県公報 第12563号

◎岡山県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 落合建部線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町西併和字知者第2019番 二地先から		新	一〇・八 三二・〇	四八・五
久米郡美咲町西併和字三味二一六五番一 地先まで		旧	一〇・八 一九・八	四八・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁旭線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町江与味字鳥越前一六二二番 六地先から		新	五・五 三二・〇	一八〇・〇
久米郡美咲町江与味字土はし一六一三番 四地先まで		旧	五・五 三二・〇	一八〇・〇

令和6年1月9日 岡山県公報 第12563号

◎岡山県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	高梁旭線	区 間	供用開始年月日
県道		久米郡美咲町江与味字鳥越前一六二二番六地 先から 久米郡美咲町江与味字土はし一六一三番四地 先まで	令和六年一月九日

〔七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ津山店

所在地 津山市川崎五一六番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 オリックス株式会社

住所 東京都港区浜松町二丁目四番一号

代表者の氏名 代表執行役 井上 亮

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 一階 百三十台

隔地 七十二台

合計 二百二台

(変更後) 一階 百十台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の出入口の数

(変更前) 四箇所

(変更後) 三箇所

4 変更年月日

令和六年八月二十三日

二 届出年月日

令和五年十二月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年一月九日から同年五月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

〔八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美咲町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町塚角及び周佐地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年十二月二十日から令和六年二月二十八日まで	測量期間

〔九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人国立印刷局理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市東区久保、河本町、西大寺東及び西大寺上地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	令和五年十二月十八日

〔十〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、早島町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

都窪郡早島町早島 地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和五年十二月二十二日	終了年月日